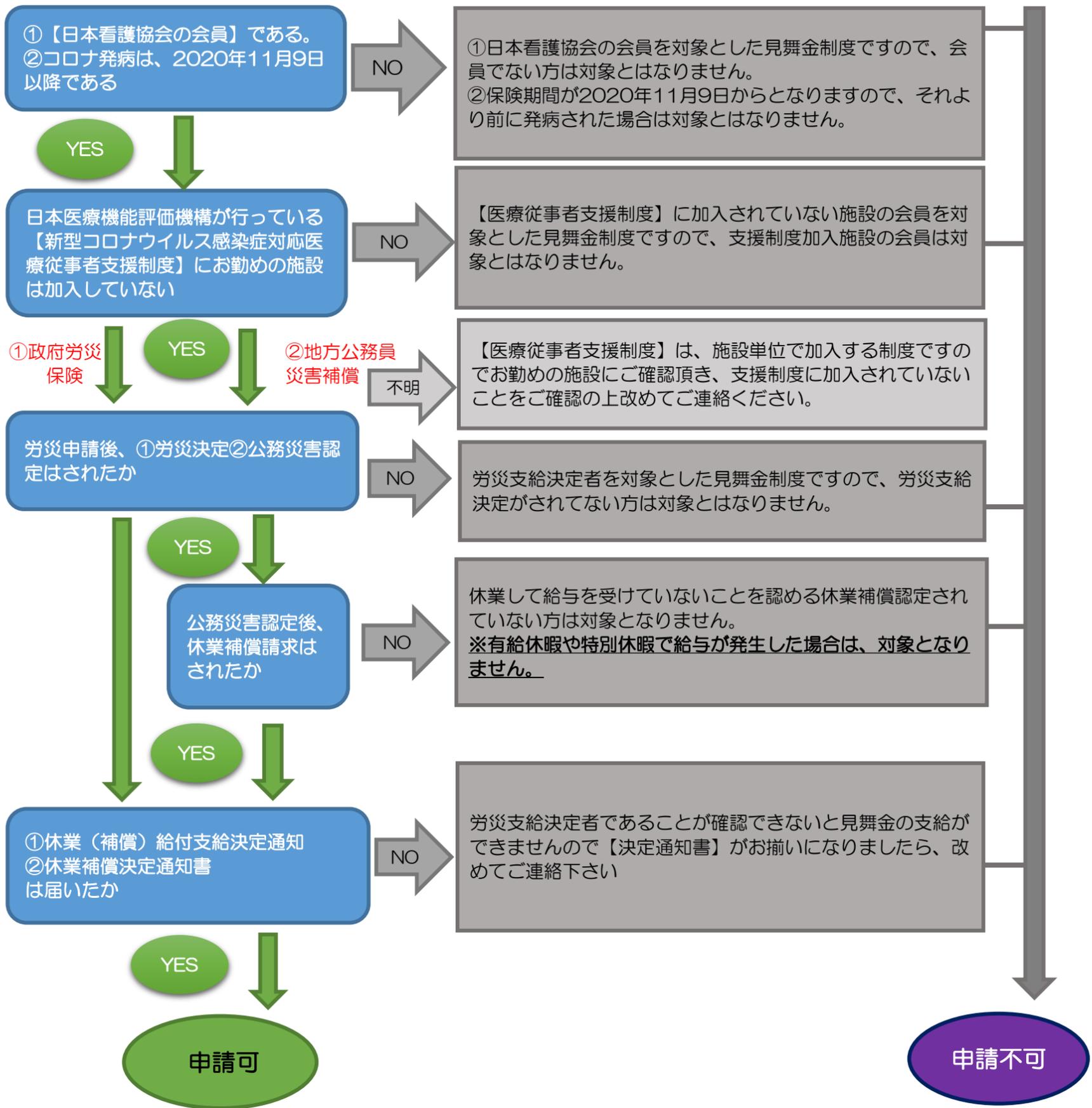


日本看護協会 新型コロナウイルス感染症対応 死亡・休業見舞金フロー



- 本見舞金制度は、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」に準じて創設されており、新型コロナウイルス感染症の罹患により4日以上休業した場合、見舞金が給付されます。見舞金支払い可能日は、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」の募集が開始された11月9日になります。それより前に発病された方は、見舞金支払いの対象外となります。
- 政府労災保険、地方公務員災害補償いずれの場合もコロナウイルスに罹患され、休業している間に、特別休暇や有給休暇等で、給与が発生している場合は、見舞金支払いの対象外となります。